

神戸市大規模小売店舗立地法運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の運用に関し、出店地の周辺地域の実情を反映した適切な対応を、大規模小売店舗を設置する者に求め、地域社会の健全な発展及び市民生活の向上に寄与し、かつ、良好な都市環境の形成を図るため、本市における法の運用方針及び必要な事務手続について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に使用する用語の定義は、法の例による。

(計画の事前協議)

第3条 市長は、法第5条第1項、法第6条第2項、法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行う者（以下「設置者」という。）に対し、計画の事前協議を求めることができる。

2 設置者は、前項の協議を行うときは、別紙に記載例を示す計画概要書を提出するものとする。

(大規模小売店舗の新設等に関する届出等)

第4条 設置者は、次の各号のいずれかの届出又は通知を行うときは、市長に届出書及び添付書類等を提出するものとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出

(2) 法第6条第2項の規定による届出

(3) 法第8条第7項の規定による届出又は通知

(4) 法第9条第4項の規定による届出

(5) 法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出

2 設置者は、法第6条第1項、同条第5項又は法第11条第3項の規定による届出を行うときは、市長に届出書等を提出するものとする。

3 市長は、兵庫県知事へ、必要に応じて、前2項の届出書及び添付書類等を送付するものとする。

(小売店舗以外の集客施設等を併設する大規模小売店舗の届出の特例)

第5条 市長は、届出に係る大規模小売店舗（以下「当該店舗」という。）が小売店舗以外の集客施設等（以下「集客施設等」という。）を併設する場合には、集客施設等に必要な駐車場の収容台数の確保等、生活環境保持のための適切な配慮に関する合理的な根拠に基づく計画の協議を求めることができる。

2 設置者は、前項の協議を行った場合は、前項の規定による計画書類を提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による計画書類の提出があったときには、前条第1項に規定する届出に併せて、すみやかに概要を公告するとともに、当該計画書類を公告の日から4か月間縦覧に供するものとする。

(届出等の公告)

第6条 法第5条第3項（法第6条第3項、同条第6項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第8条第3項、同条第6項及び第9条第3項の規定による公告は、神戸市ホームページへの掲載により行うものとする。

（届出等の縦覧）

第7条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第8条第3項及び同条第6項の規定による縦覧は、次に掲げる場所で行う。

- （1）神戸市ホームページ
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

（軽微な変更）

第8条 設置者は、法第6条第2項、法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する届出を行う場合であって、当該届出について法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更（以下「軽微変更」という。）の適用を受けようとするときには、その旨を様式第1号により、当該届出を行う前に、市長に申し出るものとする。

- 2 市長は、前号の申し出を受けた場合には、申し出内容を審査し、その結果を様式第2号により設置者へ通知するものとする。
- 3 市長は、軽微変更の適用を認めた場合には、届出書等と併せて、前2項に規定する申出書及び通知書を縦覧に供するものとする。

（説明会の開催）

第9条 法第7条第1項に規定する説明会を開催する者（以下「説明会開催者」という。）は、説明会に参加する者の参集を考慮して、開催日時及び場所を定めなければならない。

- 2 市長は、説明会開催者に対し、様式第4号により開催計画を提出のうえ前項に規定する事項等を事前に相談するよう求めることができる。
- 3 市長は、説明会開催者に対し、必要に応じて、1回又は2回の説明会開催回数を指定することができるものとする。また、当該店舗が次の各号のいずれかに該当する場合には、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）第11条第1項の規定により、3回を限度に説明会開催回数を指定することができるものとする。ただし、法第6条第2項、法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する変更の届出であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比してほとんど変化しないと認められる場合は、この限りでない。

- （1）当該店舗内における法第2条の規定による店舗面積（以下「店舗面積」という。）の合計が10,000平方メートルを超える場合
- （2）当該店舗において小売業を行う者が、22時から6時までの時間帯に営業を行う場合
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

- 4 市長は、前項の説明会の開催回数を、様式第3号により指定するものとする。
- 5 市長は、説明会開催者が説明会の開催を予定する日時を定めるにあたり、平日の場合には19時以降に開催するよう求めることができる。

(説明会を開催する必要がないと認める場合)

第 10 条 設置者は、法第 6 条第 2 項、法附則第 5 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する届出を行う場合であって、当該届出について施行規則第 11 条第 2 項に規定する説明会を開催する必要がなく掲示により行うことで足りると認める変更（以下「説明会開催不要変更」という。）の適用を受けようとするときには、その旨を様式第 5 号により、当該届出を行う前に、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申し出を受けた場合には、申し出内容を審査し、その結果を様式第 6 号により設置者へ通知するものとする。

(説明会開催の周知方法)

第 11 条 説明会開催者は、法第 7 条第 2 項に規定する説明会の開催の周知を、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 当該店舗の所在地の敷地境界から 1 キロメートルの範囲内の住民に対し、時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙（以下「日刊紙」という。）原則 6 紙に折り込みチラシ広告をすること

(2) 神戸市全域において購読される日刊紙に、当該説明会の開催案内を掲載すること

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適切と認める方法

2 市長は、説明会開催者に対し、前項の規定による周知の内容について、法第 7 条第 2 項に定める事項のほか、次に掲げる事項を掲載するよう求めることができる。

(1) 当該店舗の名称及び所在地

(2) 設置者及び当該店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 法第 5 条第 1 項の規定による届出の場合には、当該店舗内の店舗面積の合計

(4) 法第 6 条第 2 項、法附則第 5 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による届出の場合には、変更内容の概要

(5) 集客施設等を併設する場合には、当該集客施設等の規模及び内容

(6) 当該説明会に係る問い合わせ先

3 市長は、説明会開催者に対し、第 1 項の規定による周知のほか、当該店舗の敷地内の見やすい場所に、前項に規定する事項を記載した掲示板を設置し周知するよう求めることができる。

(説明会を開催することができないと認める場合)

第 12 条 説明会開催者は、施行規則第 13 条第 1 項に規定する事由により説明会を開催することができなときは、その旨を様式第 7 号により、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申し出を受けた場合には、申し出内容を審査し、その結果を様式第 8 号により、説明会開催者へ通知するものとする。

3 説明会開催者は、前項の規定により、説明会を開催することができないと認める旨の通知を受けた場合には、第 11 条第 1 項及び同条第 3 項の規定に準じて、届出等の内容を周知するものとする。

(説明会実施状況報告書の提出)

第13条 市長は、説明会開催者に対し、法第7条第1項の規定による説明会を開催したときには、説明会実施状況報告書を様式第9号により、すみやかに提出するよう求めるものとする。

(意見書の提出等)

第14条 法第8条第2項の規定による意見書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名
- (2) 前号の規定により記載した事項についての公表の可否
- (3) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 周辺的生活環境の保持の見地からの意見及びその理由

2 前項の意見書を提出しようとする者は、神戸市ホームページ、持参、郵送又はその他市長が適切と認める方法により行うものとする。

(意見書の公告及び縦覧の例外)

第15条 市長は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、明らかに個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について、法第8条第3項の規定による公告及び縦覧を行わないことができる。

(市の意見)

第16条 市長は、法第8条第2項の規定により述べられた意見に配慮し、法第4条第1項の規定により経済産業大臣が定めた大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号。以下「指針」という。)並びに次条に定める駐輪場の設置基準等を勘案して、法第8条第4項の規定による市の意見の有無及びその内容を決定する。なお、市街地再開発事業等、指針に例示された特別の事情のある場合には、市長は、個別に当該事情を勘案するものとする。

2 市長は、前項の規定により市の意見の有無及びその内容を決定するときには、神戸市大規模小売店舗等立地審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。ただし、法第6条第2項、法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出であつて、大規模小売店舗の周辺の地域的生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと認められる場合は、この限りでない。

3 市長は、様式第10号又は様式第11号により、第1項の規定による市の意見の有無及びその内容を設置者へ通知するものとする。

(駐輪場および特定自動二輪車のための駐車施設の設置基準)

第17条 駐輪場の設置基準については、原則として店舗面積20平方メートルにつき1台とし、1,000平方メートルを超える部分については40平方メートルにつき1台、5,000平方メートルを超える部分については160平方メートルにつき1台、10,000平方メートルを超える部分については0台とする。なお、小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 特定自動二輪車のための駐車施設の設置基準については、原則として当該店舗と当該店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の延べ面積の合計が1,500平方メートルを超える店舗について、延べ面積の合計を3,000平方メートルで除して得た数値を設置台数とする。なお、

小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(市の意見を踏まえての届出事項等の変更に係る説明)

第 18 条 設置者は、第 16 条第 3 項の規定による市の意見を踏まえ、法第 8 条第 7 項に規定する変更する旨の届出を行うとき、又は施行規則第 4 条各号に掲げる事項を変更するときには、当該変更部分の説明書を添付するものとする。

(市の意見に対し変更しない旨の通知)

第 19 条 設置者は、第 16 条第 3 項の規定による市の意見に対し、法第 8 条第 7 項に規定する変更しない旨の通知を行うときには、様式第 12 号により行うものとする。

(市の勧告)

第 20 条 市長は、法第 8 条第 7 項の規定による届出又は通知に対し、法第 9 条第 1 項の規定による市の勧告の有無及びその内容を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により市の勧告の有無及びその内容を決定するときには、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、様式第 13 号又は様式第 14 号により、第 1 項の規定による市の勧告の有無及びその内容を設置者へ通知するものとする。

(市の勧告を踏まえての届出事項等の変更に係る説明)

第 21 条 設置者は、前条第 3 項の規定による市の勧告を踏まえ、法第 9 条第 4 項に規定する変更に係る届出を行うとき、又は施行規則第 4 条各号に掲げる事項を変更するときには、当該変更部分の説明書を添付するものとする。

(市の勧告を踏まえての変更の期限)

第 22 条 市長は、第 20 条第 3 項の規定による勧告を行ったときには、設置者に対し、勧告を行った日から 2 か月以内に法第 9 条第 4 項の規定による変更に係る届出を行うよう求めるものとする。

2 市長は、前項に規定する期間内に届出が行われない場合には、当該勧告に従わないものとみなすことができる。

(公表)

第 23 条 市長は、法第 9 条第 7 項の規定による公表を行おうとするときには、あらかじめその旨を当該設置者へ通知し、原則として書面により意見の聴取を行うものとする。ただし、当該設置者が意見の聴取に応じないとき、又は所在が不明で通知ができないときは、この限りではない。

2 市長は、法第 9 条第 7 項の規定による公表を行うときには、その旨を様式第 15 号により、当該設置者へ通知するとともに、神戸市ホームページに掲載するほか、必要に応じて、日刊紙への掲載その他市長が適当と認める方法により公表するものとする。

(設置者等の報告)

第 24 条 市長は、必要に応じ、設置者等に対し、様式第 16 号により法第 14 条に規定する報告を求めることができる。

(開店後における実態調査)

第 25 条 市長は、必要に応じ、設置者等に対し、様式第 17 号により開店後における実態調査を行うことができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 14 年 10 月 10 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。